

牧之原市子ども読書活動推進計画<第2次>の策定について

1 計画の策定根拠

子どもの読書活動推進については、平成13年(2001年)に子ども読書活動の推進に関する法律第4条により地方自治体の責務(施策の策定及び実施)が規定された。

その後、静岡県では平成16年(2004年)に子ども読書活動推進計画を策定、牧之原市においても平成19年(2007年)に同計画を策定し、様々な子どもの読書活動を推進してきた。

しかしながら、令和3年(2021年)に図書交流館「いこっと」、令和6年(2024年)に文化の森図書館「いろ葉」が整備され、加えてコロナ禍、社会全体のデジタル化や学校でのGIGAスクール構想の実現などにより、子どもたちの教育や読書環境が大きく変化した。

したがって、このような変化の激しい今の時代に則した子ども読書活動を推進するため、今回、第2次の計画を策定する。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 第2次計画の構成

第1章 基本的な考え方

- ・ ありたい姿と基本の方針

計画全体の目標を定めるため、ありたい姿 (将来像) を示す 共通する考え方を整理し基本の方針とする

第2章 読書活動の推進

- 1 家庭における子ども読書活動
- 2 子育て施設における子ども読書活動
- 3 学校における子ども読書活動
- 4 地域における子ども読書活動
- 5 図書館における子ども読書活動
- 6 数値目標

第3章 参考資料など

- ・ 現状分析
- ・ 第1次計画の評価
- ・ アンケートの結果
など

4 基本的な考え方（第1章）

(1) ありたい姿

計画全体のありたい姿を目標とするため、**将来像**を示した。

夢さがし、豊かな自由読書

- ・ 子どもたちが身近に本に触れることにより、これから進むべき道筋を探し当てること＝「夢さがし」を目指す（※特徴1）。読書経験が子どもたちの夢に繋がり日々の生活が豊かになるよう「夢ある人づくり」を推進する。（教育大綱及び教育振興基本計画の理念「こころざしを持ち 夢ある人づくり」と連動）
- ・ 子どもの自由により行われる読書（自由読書）（※特徴2）を前提に、子どもたちが本を読みたいと思ったり本に触れたいと感じたその機会を逃さないよう、関係機関が全方位の読書環境を整える。

(2) 基本的方針

現状と課題を整理し、それぞれ6つの基本的な方針とした。

ア 持続的な事業推進

- ・ これまで実施してきた事業の継続

イ 読書が楽しい、面白いという気づき

- ・ 大人も含めた（※特徴3）本に触れる機会、本を読んでもみようという雰囲気を作ること

ウ 発達段階とその先を意識した施策

- ・ 大人に近づくと不読率が高くなるため、次の発達段階になっても読書が継続できるよう将来に繋がる施策を継続的に推進すること

エ 家庭、学校等、地域及び図書館との連携

- ・ 家庭、学校、地域が連携し日常の中に読書活動が組み込まれること

オ 社会教育における読書推進

- ・ 家庭や成人への読書活動の推進を併せて行うこと

カ 多様な利用者への対応

- ・ 外国籍児童や支援が必要なすべての子への対応を意識すること

5 子ども読書活動の推進（第2章）

(1) 家庭における子ども読書活動

- ・ 本に触れる機会の提供、気づきの創出
- ・ 講座、学習会、イベントへの参加
- ・ 保護者の読書活動

<令和8年>

- 1月27日 第3回 子ども読書活動推進委員会
議題：アンケート結果と計画（素案）について
- 2月5日 まちづくり推進本部会議
- 2月13日 市議会文教厚生委員会
- 2月15日 パブリックコメント（開始）
- 2月24日 図書館協議会
-
- 3月16日 パブリックコメント（終了）
- 3月18日 学校組合教育委員会
- 3月26日 市教育委員会